

外交実施体制の一層の強化に向けた勧告
—新型コロナ感染症対応、デジタル・トランス
フォーメーション等を踏まえて—

令和2年9月
外務人事審議会

令和2年9月

外務人事審議会

現在、新型コロナウイルス感染症対策は、政府の喫緊の課題である。同感染症の世界的な拡大の中、これに対処するためには、1か国のみではなく、国際社会全体が連携した形で立ち向かう必要がある。その中で、外務省が果たしていく役割はますます大きくなる。また、在留邦人一人一人の安否や帰国等の意向確認を含め、多くの困難を伴いつつも遂行された武漢など世界各地からの邦人退避の例が示したとおり、外務省の在外公館は、保護を必要とする在留邦人にとって文字どおり最後の「砦」であり、邦人保護業務の重要性が改めて認識された。このように、政府の新型コロナウイルス感染症対策において外務省は、国民の命と安全に直結する非常に大きな役割を担っている。外務省は、あらゆる手段を用いて在留邦人の安全を確保するという、他のアクターでは代替し得ない重要な任務を果たしていく必要がある。

そのためには、在外公館の重要性は論をまたない。感染拡大の中にあっても、外交業務及び邦人保護を継続的に実施すべく、在外公館の体制を一層整備していくことが求められる。

同時に、我が国を取り巻く外交・安全保障環境は、引き続き一層厳しさを増しており、外務省が取り組むべき課題の裾野が広がりつつあるという現実は何ら変わりはない。引き続き、外交実施体制を更に強化し、外務省がより力強く外交活動を進めるための基盤を確保していくことが国益追求のために不可欠である。

このような問題意識の下、新型コロナウイルス感染症対応の経験や「新しい生活様式」も踏まえつつ、どのような事態にあっても外務省が果たすべき役割を継続的かつ一層効果的に果たすべきである。そのためには、国際的に進むデジタル・トランスフォーメーションに対して我が国が後れをとることはあってはならず、外務省においてもデジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた業務改革とシステム構築等の

環境整備を進めるべきである。以上の観点も踏まえつつ、外交実施体制の一層の強化に向けた具体策について勧告する。

1 在外公館の機能強化

外務省はその役割を果たすため、全世界の 250 以上の都市に在外公館等の拠点を持ち、機動的な外交活動を展開している。邦人保護業務を万全に遂行しつつ、日本外交を前進させていくためには、在外公館の機能の一層の整備が喫緊の課題であり、外務省として不断に取り組む必要がある。その際には、施設等の整備に併せて、外務省の人事・給与等の制度についても、外務省の業務の特殊性を十分考慮した上で検討する必要がある。この点も踏まえつつ、特に重要な論点について次のとおり勧告する。

(1) 在外職員が一層活躍するための支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大への初動対応から得られた教訓を活かし、最前線に立って邦人保護を始め必要な業務に取り組む在外公館職員に対し、しかるべき処遇を確保することが必要である。このため、かかる事態が生じた場合は、既存の手当を最大限柔軟に運用すること等を検討することが適当である。

昨年 10 月から日本国内における幼児教育無償化が実施されており、国内における対応を踏まえ、子女教育手当を措置すべきである。

在外においても多様な働き方を可能とする職場環境の整備が求められており、例えば、介護が必要な親族を抱える職員が被介護者を本邦に残して在外赴任した場合などにおいても、安心して働けるようにする必要がある。このため、在外職員が一層活躍することができるよう、必要な支援制度を早急に整備すべきである。

(2) 在外公館の施設整備と警備対策強化

上述のとおり、現地における「日本の顔」である在外公館は、外交活動の重要な拠点であると同時に邦人保護の最後の「砦」となる。新型コロナウイルス感染症等新た

な脅威への対応を含め、そのベースとなる在外公館の機能を一層強化するための施設整備にも取り組むべきである。また、既存の国有施設については、その適切な保全を通じて長寿命化を図るとともに、より安定的な外交基盤の確立といった様々な利点に照らし、借上施設の国有化を更に着実に推進することも重要である。

在外公館の警備対策の一層の強化は喫緊の課題であり、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・経済的停滞に伴う世界的な治安の悪化が見込まれることから、現地警備要員や警備機器の拡充など、人的・物的両面で在外公館の警備体制の強化により安全性の底上げを図ることが不可欠となっている。また、テロ対策強化の観点から、防弾車の配備・買替え等による移動時の安全対策の強化、警備専門員の増員等を図るべきである。

(3) 医務官の活用と積極的な採用

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、在外公館が現地の感染状況及び医療体制に係る情報収集や、在留邦人及び渡航者に対する適時適切な情報提供・注意喚起などの支援を行う上で、医務官の知見を活用することの必要性が改めて認識された。在外公館における医務官の活動を支える環境作りや、広域医務官制度の活用、感染症対応に従事できる医務官の各地での柔軟な活用等、医務官の活用に向けた取組を強化すべきである。しかしながら、昨今、外務省は、医務官ポストへの応募の減少という現実直面している。臨床医としての専門性を維持するための在外における研修機会の拡充や、医務官活動の広報強化、医務官の俸給増額（3級ポストの増加）等を通じ、医務官採用に向けた取組を強化すべきであり、医療体制を含む現地事情に明るく、危機管理能力や現地の医療施設との関係構築能力を含む管理能力を兼ね揃えた医務官の確保に尽力すべきである。

(4) 公邸料理人の待遇改善

公邸会食を通じた人脈構築・情報収集は外交活動の重要な生命線である。引き続き、

恒常的に質の高い公邸料理人を確保し続けるためにも、契約形態の見直しを通じ、公邸料理人の地位向上、待遇改善を図るべきである。

在外公館長によっては、頻繁に公的会食を実施する必要があることにより、私的な食事をほぼ依頼していない場合もあることから、かかる場合には公邸料理人の給与を全額官費で支弁できるようにするなど、必要な制度を整えるべきである。

2 外交・領事体制の強化

(1) 邦人保護に関する情報発信の強化

世界各地で依然発生するテロや自然災害、新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症等による在留邦人・海外渡航者の被害を極力回避・抑制するために、邦人への在外公館を通じた適時適切な情報発信やその連絡手段の強化を図るべきである。

(2) デジタル・ガバメント推進を含む領事業務の合理化・効率化

在留邦人の利便性と領事業務の効率化を共に高めるべく、旅券・査証の申請オンライン化等を含むデジタル・ガバメントの取組を推進すべきである。昨年の勧告でも指摘したとおり、領事サービス関連手続のデジタル化については早期に実現する必要がある。

(3) 邦人保護のための体制強化

新型コロナウイルス感染症の影響で、日本に帰国することが困難となった邦人のために在外公館が奔走した経験を踏まえ、緊急事態における邦人の安全で迅速な退避を含む邦人保護に備えた領事局及び在外領事担当官の増員、平素からの人材育成と在外における領事体制の強化に努めるべきである。

3 業務継続性の確保と多様な人材・時代に合わせた働き方の整備

(1) 本省・在外における業務継続性の向上

新型コロナウイルス感染症への対応から得た教訓を踏まえ、あらゆる緊急事態においても、職員の感染症対策に万全を期しつつ、業務を継続できるようシステム整備を実施すべきである。外務省はこれまでもワークライフバランスの観点からテレワークを導入し、定着に向けた取組を進めてきたところではあるが、新型コロナウイルス感染症への対応を機に、公用携帯端末やモバイルPCを含む機材の拡充、文書や手続の電子化、WiFi環境強化や回線増速などの通信環境の一層の拡充等、テレワーク環境を一層整備し、外務省員のテレワーク推進を加速する必要がある。同時に、外務省の業務や取り扱う情報の特性も踏まえ、こうした環境下における情報セキュリティの強化にも引き続き取り組むべきである。

また、大規模自然災害発生時等に本省のバックアップ機能や働き方改革推進のためのサテライトオフィス機能を有する外務省研修所に関して、施設の適切な維持を図り、今後の政府全体の代替拠点整備に係る取組も踏まえ、必要な情報システムのバックアップ環境整備を行うべきである。

さらに、抜本的な行政文書管理の改善を実現すべく、統合情報管理システム(IIMS)や会計経理システム等の整備を進め、デジタル化を通じた業務効率化や電子決裁システムへの移行を推し進めるべきである。

(2) 職員の活躍を支える体制拡充及び環境整備

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「新しい生活様式」に対応すべく、外務省における省員向けの研修に関しても、従来の対面型の研修に限らず、状況や内容に鑑み、オンライン研修やオンデマンド研修等のITを活用した柔軟な研修環境を提供できるよう、予算及び人員確保を含め、必要な整備を進めるべきである。また、オンライン研修やオンデマンド研修等を効果的に導入することにより、赴任前に研修を受講できなかった在外職員が赴任後に研修内容にアクセスすることも可能になるため、

こうした観点からも研修体制の強化に努めるべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた新たな外交実施の在り方も踏まえ、時間や場所を問わず機動的に外交活動を行える環境を整備し、テレビ会議等を実施できる環境を一層拡充すべきである。こうした環境を整えることにより、案件次第では在外公館を含む遠隔地でも会議が可能になる他、他国の外交当局とのコンタクトや関係構築の在り方も変化し、効率的な外交を展開する体制の構築に資すると考えられる。

さらに、外務省が取り組むべき課題の裾野が広がりつつある中で、外交実施体制に万全を期すため、必要な足腰予算の確保に尽力しつつ、定員増強措置と在外公館の新設を含む機構の拡充については不断に取り組むべきである。

(3) 障害者雇用の促進及び活躍を後押しする環境整備

引き続き、障害者を含む多様な人材が活躍する職場環境整備を推進すべきである。外務省では、採用した障害を有する職員が安心して活躍できる勤務環境を整備するため、民間企業の特例子会社における取組等を参考に、各種外交活動を側面支援する「オフィス・サポート・チーム」を人事課内に増設したほか、障害を有する職員の要望を踏まえ、外務省内の段差の改善、多目的トイレの増設、外務省内の安全な移動を支援するためのミラーや手すりの設置等を進めているところである。引き続き、障害者雇用を積極的に実施しつつ、障害を有する職員が意欲と能力を発揮し、活躍できる環境を整備し、必要な合理的配慮の提供や職場定着につながる受入れ体制を不断に整備すべきである。

(4) 感染症に強い職場作り

新型コロナウイルス感染症への対応については、邦人保護業務や各国との連携等、外務省が果たすべき役割は大きく、その機能を停止することがないよう業務継続性を確保するための施策は上述のとおりであるが、同時に、職員の感染症対策に万全を期すことがその土台となる。外務本省・在外公館において、感染症拡大防止のために電

話、ネットによる来館予約システム導入、来訪者用の受付、待合室の改善を含む施設・備品の整備や、衛生対策を拡充すべきである。

以上